

官報
號外

昭和四十三年五月十日

○副議長(小平久雄君) これより会議を開きます。
午後二時七分開議

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

第五十八回
義兄弟義長

國會

昭和十三年五月十日(金曜日)

講事由程 第二十三号
昭和四十三年五月十日

午後二時開議

昭和四十一年度一般会計予

第一 昭和四十一年度特別会計予算總則第十条に基づく使用（承諾を求めるの件）

昭和四十一年度特別会計予算
総説書

算額第一二条に基く 用総調書(その2)

昭和四一二五年度一般会計予算
備費使用總調書(その1)

第二 備費使用総調書(その1)

昭和四一二五月特別會議予

第三 最低賃金法の一部を改正する法律案（内）

第四 診療エックス線技師法の一部を改正する

第五 戰傷病者戰沒者遺族等援護法等の一部を 法律案(參議院提出)

改正する法律案(内閣提出)

昭和四十三年五月十日 衆議院会議録第三十二回

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(參議院回付)
(承諾を求めるの件)

昭和四十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)外六件

一〇四七

卷之三

ればならない。

2 前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見に係る事業、職業若しくは地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から十五日以内に、労働大臣又は都道府県労働基準局長に、異議を申し出ることができる。

3 第十二条第三項の規定は、前項の規定による申出があつた場合について準用する。

4 第十二条第四項及び第五項の規定は、前条第一項の決定について準用する。この場合において、第十二条第四項中「三十日」とあるのは、「十五日」と読み替えるものとする。

5 第十五条第二項の規定は、前項において準用する第十二条第五項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金の改正等)

第六条の三 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第十六条第一項の規定による最低賃金について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

第十七条第二項中「第十条」を削り、「前条第一項」を「第十六条第一項」に、「その他の最低賃金に関する決定」を「最低賃金の廃止の決定」に改め

る。

第十八条中「第九条第一項、第十条又は」及び「業者間協定又は」を削る。

第二十条第一項中「第十条、第十一条又は第十六条第一項の規定による」を削る。

第三十一条第六項中「最低賃金審議会は」の下に「前項の規定によるほか」を加え、同項を同条第七項として、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 最低賃金審議会は、第十六条第一項の規定による最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合においては、労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする。

7 第二項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者は、労働省令で定めるところにより、当該申出があつたときは、当該申出に係る最低賃金が前項の規定によりその効力を存する者及び関係使用者の意見をきくものとする。

8 第三条第一項中「第九条第一項及び第二項及び第二項」を「第十六条第一項、第十六条の三に改め、同条第二項中「最低賃金」を「第十六条第一項、第十三条」を削り、「第十四条、第十六条第一項及び第二項」を「第十六条第一項、第十六条の三に改め、同条第二項中「最低賃金」を「第十六条第一項の規定による最低賃金」に改める。

9 第四十二条第六項中「第三十一条第六項」の下に「及び第七項」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に効力を有するこの法律による改正前の最低賃金法（以下「旧法」という。）第九条第一項又は第十条の規定による最低賃金については、この法律の施行後二年間は、

3 過去の規定は、なおその効力を有する。前項に規定する最低賃金は、同項に規定する期間内に第十六条第一項の規定による最低賃金の決定又はその改正の決定がされたときは、当該決定が効力を生じた日ににおいて、当該決定に係る最低賃金の適用を受ける労働者について

4 第二項に規定する期間の満了の際現に効力を有する同項に規定する最低賃金は、その期間の満了後も、この法律による改正後の最低賃金法

（以下「新法」という。）の規定による最低賃金としての効力を存する。この場合において、その

第二項の規定の適用については、第十六条第一項の規定による最低賃金とみなす。

理 由

最近における労働経済事情に即応し、最低賃金制度をより効果的なものとするため、最低賃金の権利が適正に運用されるように規律し、もつて医療及び公衆衛生の普及及び向上に寄与することを目的とする。

第一條 この法律は、診療放射線技師及び診療エックス線技師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もつて医療及び公衆衛生の普及及び向上に寄与することを目的とする。

第二條 指示のものとし、」を「指示の下に、百

第二項の規定の適用については、第十六条第一項の規定による最低賃金とみなす。

提出する理由である。

診療エックス線技師法の一部を改正する法律案

右の本院提出案を送付する。

昭和四十三年四月二十六日

参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 石井光次郎殿

第一條 診療エックス線技師法の一部を改正する法律案

診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條 診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三條 診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四條 診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五條 診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第六條 診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七條 診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第八條 診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第九條 診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十條 診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十一條 診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二條 診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十三條 診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十四條 診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十五條 診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

に、「診療エックス線」を「診療放射線技師又は診療エックス線技師の業務」に改め、同条第三項中「前二項に定めるものの外、診療エックス線技師試験委員」を「前二項に定めるもののほか、診療放射線技師試験委員」に改める。

第二十条各号列記以外の部分中「左の各号の一に該当する者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条第一号中「(昭和二十二年法律第二十六号)及び(大学への入学資格)を削り、同条第二号中「前項に掲げるもの」を「第一号に掲げる者」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加え、同条を同条第二項とする。

二 前項第一号又は第三号に該当する者

第二十条に第一項として次の二項を加える。

診療放射線技師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができる。

三 外国で診療放射線技術に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で診療放射線技師免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有するものと認めたもの

第二十一条前段中「診療エックス線技師試験」を「診療放射線技師試験又は診療エックス線技師試験」に改め、同条後段中「診療エックス線技師試験」を「診療放射線技師試験及び診療エックス線技師試験」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

診療放射線技師試験委員

その他の診療放射線技師試験又は診療エックス線技師でなければ、第二条第二項(診療放射線技師の定義)に規定する業をしてはならない。

第二十四条第一項を次のように改める。

医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師でなければ、第二条第二項(診療放射線技師の定義)に規定する業をしてはならない。

第二十五条第一項を次のように改める。

2 診療エックス線技師は、百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線以外の放射線に關して、第二条第二項に規定する業をしてはならない。

3 第二十五条第一項を次のように改める。

診療放射線技師又は診療エックス線技師でなければ、診療放射線技師若しくは診療エックス線技師という名称又はこれらに紛らわしい名称を用いてはならない。

第二十三条 この章に規定するもののほか、診療放射線技師試験又は診療エックス線技師試験の科目、受験手続その他試験に関し必要な事項並びに第二十条(受験資格)第一項第一号及び第二号の学校又は診療放射線技師養成所の指定並びに同条第二項第一号の学校又は診療エックス線技師養成所の指定に關し必要な事項は、省令で定める。

第二十四条第一項を次のように改める。

医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師でなければ、第二条第二項(診療放射線技師の定義)に規定する業をしてはならない。

第二十六条第一項中「診療エックス線技師」を「診療放射線技師又は診療エックス線技師」に、「エックス線」を「放射線又は百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「診療エックス線技師」を「診療放射線技師又は診療エックス線技師」に「行つて」を「行なつて」に、「但し」、左に「」を「ただし、次に」に改め、同項第一号中「照射をする」を「百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射する」に改め、同項第一号中「行う」を「行なう」に、「立会のもとに照射をする」を「立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射する」に改め、同条第三項中「違反したとき」を「違反した者」に改める。

第二十七条第一項各号列記以外の部分中「診療エックス線技師」を「診療放射線技師又は診療エックス線技師」に、「エックス線」を「放射線又は百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線」に、「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に改める。

2 診療エックス線技師は、診療エックス線技師といふ名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

附則第十一項を次のように改める。

(受験資格の特例)

11 旧中等学校令昭和十八年勅令第三十六号による中等学校を卒業した者又は省令の定めるところを加える。

第二十五条第二項中「前項」を「前二項」に改め、第二十三条规定のように改める。

第二十五条第二項中「前項」を「前二項」に改め、第二十三条规定のように改める。

昭和四十三年五月十日 衆議院会議録第三十二号

るによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第二十条(受験資格)第一項第一号及び第二項第一号の規定の適用については、学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者とみなす。

(附則)

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して百二十日を経過した日から施行する。ただし、診療エックス線技師法第十七条から第二十三条までの改正規定、同法附則第十一項の改正規定及び附則第二項から第六項までの規定は、公布の日から施行する。

(号外)

(試験委員の特例)

この法律の公布の際現にこの法律による改正前の診療エックス線技師法(以下「旧法」という。)第十九条第一項(試験委員)の診療エックス線技師試験委員である者は、この法律による改正後の同法(以下「新法」という。)第十九条第一項(試験委員)の診療放射線技師診療エックス線技師試験委員に任命された者とみなす。

(受験資格の特例)

次の各号のいずれかに該当する者は、新法第二十条第一項(診療放射線技師試験の受験資格)の規定にかかわらず、診療放射線技師試験を受けることができる。

一 学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)第五十六条第一項(大学への入学資格)の規定

により大学に入學することができる者(新法により大学に入學することができる者(新法附則第十一項(受験資格の特例))に規定する者を含む。)で、文部大臣若しくは厚生大臣が指定した学校若しくは養成所においてこの法律の公布の際現に三年以上診療放射線技師として必要な知識及び技能の修習をおこしているもの又はこれらの学校若しくは養成所においてこの法律の公布の際現に診療放射線技師として必要な知識及び技能を修習中であり、三年以上にわたるその修習をこの法律の公布後に

おえたもの

二 診療エックス線技師又は診療エックス線技師試験を受けることができる者で、文部大臣若しくは厚生大臣が指定した学校若しくは養成所においてこの法律の公布の際現に一年以上診療放射線技師として必要な知識及び技能の修習をおこしているもの又はこれらの学校若しくは養成所においてこの法律の公布の際現に一年以上診療放射線技師として必要な知識及び技能の修習をおこしているもの又はこれらの学校若しくは養成所においてこの法律の公布の際現に診療放射線技師として必要な知識及び技能を修習中であり、一年以上にわたるその修習をこの法律の公布後に

おえたもの

三 診療エックス線技師の定義に規定する業をしている診療エックス線技師は、この法律の施行後三箇月以内に、その氏名、年齢、性別、本籍及び住所並びに業務に従事している施設の名称及び所在地並びにその業務を行なうに際して用いている照射装置の種類を、その住所地の都道府県知事を経由して厚生大臣に届け出なければならない。

四 旧法附則第九項(免許の特例)に規定する者は、新法第二十条第一項(診療放射線技師試験の受験資格)の規定の適用については、診療エックス線技師試験を受けることができる者とみなす。

五 診療エックス線技師免許を受けた後二年以上医師又は歯科医師の指示の下にエックス線を人

体に対して照射することを業としていた者が厚生大臣が指定した学校若しくは養成所においてこの法律の公布の際現に三年以上診療放射線技師として必要な知識及び技能の修習をおこしているもの又はこれらの学校若しくは養成所においてこの法律の公布の際現に一年以上診療放射線技師として必要な知識及び技能の修習をおこしているもの又はこれらの学校若しくは養成所においてこの法律の公布の際現に診療放射線技師として必要な知識及び技能を修習中であり、一年以上にわたるその修習をこの法律の公布後に

おえたもの

六 国は、前項の規定による診療放射線技師試験を受けることができる期間内に診療放射線技師の養成に特に努めなければならない。

(業務の暫定的継続)

七 この法律の施行の際現に百万電子ボルト以上のエネルギーを有するエックス線に関する新法第二条第二項(診療放射線技師の定義)に規定する業をしている診療エックス線技師は、この法律の施行後三箇月以内に、その氏名、年齢、性別、本籍及び住所並びに業務に従事している施設の名称及び所在地並びにその業務を行なうに際して用いている照射装置の種類を、その住所地の都道府県知事を経由して厚生大臣に届け出なければならない。

八 前項に規定する者は同項の届出をするまでの間、同項の届出をした者はその後昭和五十年十二月三十一日までの間、新法第四条第二項(診療エックス線技師に係る禁止行為)の規定にかかわらず、百万電子ボルト以上のエネルギーを有するエックス線に關して、新法第二条第二項に規定する業をすることができる。

九 前項に規定する者がする同項の業について

は、新法第二十条第一項第二号又は前項第二号

の規定の適用については、診療エックス線技師試験を受けることができる者とみなす。

十 (罰則に係る経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

十一 登録免許税法(昭和四十一年法律第三十五号)

の一部を次のように改正する。

(別表第一の第二十三号の内のイの(3)中「又は作業療法士」を「作業療法士又は診療放射線技師」に改める。)

十二 厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三十七号の二中「診療エックス線技師及び」を削り、同号を同条第三十七号の三とし、同条第三十七号の次に次の二号を加える。

三十七の二 診療放射線技師又は診療エックス

線技師の養成所を指定し、診療放射線技師又

は診療エックス線技師の試験を行ない、並び

に診療放射線技師の免許及び登録を行ない、

並びに免許を取り消し、及び業務の停止を命

すること。

第十五条第三十九号の二中「診療エックス線技師」を削る。

第十五条第三号中「診療エックス線技師」を「診療放射線技師、診療エックス線技師」に改める。

右

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和四十三年二月二十二日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「二十二日」を「二十三日」に改める。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年	金額
特別項目症	第一項症の年金額に「一〇三」、〇〇〇円以内の額を加えた額	
第一項症	四〇六、〇〇〇円	
第二項症	三三九、〇〇〇円	
第三項症	二六四、〇〇〇円	
第四項症	一九九、〇〇〇円	
第五項症	一五四、〇〇〇円	
第六項症	一一八、〇〇〇円	
第一款症	一〇七、〇〇〇円	
第二款症	九七、〇〇〇円	
第三款症	七四、〇〇〇円	

七十歳以上の者に係る第二款症及び第三款症の年金額は、それぞれ「一〇三」、〇〇〇円とする。

第八条第三項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金額
第一款症	四一、〇〇〇円
第二款症	三四一、〇〇〇円
第三款症	二九一、〇〇〇円

第八条第六項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金額
第一款症	二八七、七〇〇円
第二款症	二三八、七〇〇円
第三款症	二〇四、四〇〇円

第二十六条第一項第一号中「十万二千円」を「十一万一千円」、七十歳以上の者については「十一万九千円」を「十一万九千円」、七十歳以上の者については「十二万五千五百円」に改め、同条第二項第一号中「七万一千四百円」を「七万七千七百円」に、「七万七千七百円」、七十歳以上の者については「八万三千三百円」を「八万三千三百円」、七十歳以上の者については「八万三千三百円」に改める。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

不具廃疾の程度	年	金額
特別項目症	第一項症の年金額に「一四一」、一〇〇円以内の額を加えた額	
第一項症	二八四、二〇〇円	
第二項症	二三〇、三〇〇円	
第三項症	一八四、八〇〇円	
第四項症	一三九、三〇〇円	
第五項症	一〇七、八〇〇円	
第六項症	八一、六〇〇円	

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第八条第一項中「八千五百円」を「九千二百五十円」に改め、同条第二項中「八千五百円」を「九千二百五十円」に、「九千二百五十円」と、七十歳以上の者であるときは「九千九百二十円」を「九千九百二十四円」と、七十歳以上の者であるときは「一万四百六十円」に改める。

第十八条第二項中「三千四百円」を「三千六百円」に改める。

(施行期日)
附則

1 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。ただし、第一条中戦傷病者戦没者遺族等援護法第二条第三項第三号の改正規定及び第三条中戦傷病者特別援護法第一条第二項第八号の改正規定

は、公布の日から、第三条中戦傷病者特別援護法第十八条第二項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

2 昭和四十三年九月三十日までに支給事由が生じた障害一時金の額については、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条第五項及び第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るために、障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金、留守家族手当及び療養手当の額を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。

○社会労働委員長八田貞義君

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔八田貞義君登壇〕

○八田貞義君 ただいま議題となりました二法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず最初に、最低賃金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における労働経済事情に即応して、より効果的な最低賃金制度を確立しようとするもので、そのおもなる内容は、第一に、従来の業者間協定に基づく最低賃金及び業者間協定に基づく地域的最低賃金の二つの最低賃金決定方式を廃止すること

第二に、最低賃金の決定は最低賃金審議会の決定方式を中心とすることに改めるもので、労働大臣または都道府県労働基準局長は、一定の事業、職業または地域について賃金の低廉な労働者の労

働条件の改善をはかる必要があると認めるときには、最低賃金審議会の調査審議を求めることがで

きること

なお、最低賃金審議会が調査審議を行なう場合

には、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くこと

第三に、法施行の際、現に効力を有する業者間協定方式に基づく最低賃金は、法施行後二年間は

効力を有することとし、その間ににおいては、なお従前の例により改正または廃止することができる

こと

等であります。

本案は、去る三月二十六日本委員会に付託となり、昨五月九日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、本案は、関係労使は最低賃金の決定または改廃の申し出ができること等、修正議決すべきものと議決した次第であります。

第二は、遺族年金の額の引き上げに準じて、留守家族手当の額を引き上げること

第三は、長期入院患者に支給する療養手当の額を月額三千四百円から三千六百円に引き上げること

等であります。

本案は、去る二月二十二日本委員会に付託とな

り、昨日の委員会において質疑を終了いたしまし

たところ、施行期日等についての修正案が提出さ

れ、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議

決した次第であります。

附則に次の二項を加える。

8 政府は、最低賃金制度の基本的なあり方につ

いて、中央最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、これを尊重して、すみやかに、必要な措置を講ずるものとする。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改

正する法律案に対する修正案(委員会修正)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す

る法律案の一部を次のように修正する。

う規律しようとするものであります。

その要旨は、

第一に、診療エックス線技師のほかに、新たに高等学校卒業後三年の修習課程を要件とする診療

放射線技師の制度を設けること

第二に、診療放射線技師は、医療用放射線のす

べてに関する医療協力者とし、従来の診療エック

ス線技師は、百万電子ボルト未満のエネルギーを

有するエックス線の医療協力者とすること

第三に、養成目標の重点を、今後は高度の資質

を有する放射線技師に置くとともに、政府は、おそ

くとも七年以内に養成目標を達成するようつとめなければならないこと。

第四に、診療エックス線技師が診療放射線技師

になるための教育及び試験について、特別の配慮

を行なうこと

等であります。

本案は、四月二十六日本委員会に付託となり、昨九日、質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

改正の第一は、別途本国会に提案されました恩

給法等の一部改正による傷病恩給及び公務扶助料の増額に連動して、障害年金及び遺族年金等の額をそれぞれ増額すること

等であります。

本案は、去る三月二十六日本委員会に付託とな

り、効力を有することとし、その間ににおいては、なお従前の例により改正または廃止することができる

こと

等であります。

本案は、去る二月二十二日本委員会に付託とな

り、昨日の委員会において質疑を終了いたしまし

たところ、施行期日等についての修正案が提出さ

れ、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議

決した次第であります。

参考

最低賃金法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

最低賃金法の一部を改正する法律案の一部を次

のよう修正する。

第十六条の次に二条を加える改正に関する部分

中「次の二条」を「次の三条」に改め、第十六条の三の改正規定の次に次の二条を加える。

最低賃金法の一部を改正する法律案の一部を次

のよう修正する。

第十六条の四 労働者又は使用者の全部又は一部

を代表する者は、労働省令で定めるところによ

り、労働大臣又は都道府県労働基準局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される第十六

条第一項の規定による最低賃金の決定又は当該

労働者若しくは使用者に適用されている同

条同項の規定による最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができます。

労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項

の規定による申出があつた場合において必要が

あると認めるときは、その申出について最低賃

金審議会に意見を求めるものとする。

附則に次の二項を加える。

8 政府は、最低賃金制度の基本的なあり方につ

いて、中央最低賃金審議会の意見の提出があつ

たときは、これを尊重して、すみやかに、必要な

措置を講ずるものとする。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改

正する法律案に対する修正案(委員会修正)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す

る法律案の一部を次のように修正する。

なあ、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

る申請その他の手続は、同条の規定による改正後の同法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、当該都道府県の教育委員会に対してされた手続とみなす。

理由

臨時行政調査会の許認可等の改革に関する意見の趣旨にかんがみ、行政の簡素化及び合理化を図るため、許可、認可等の整理を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(小平久雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十四分散会

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。内閣委員会理事松澤雄藏君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔松澤雄藏君登壇〕

○松澤雄藏君 ただいま議題となりました許可、認可等の整理に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申しあげます。

本案は、臨時行政調査会の許認可等の改革に関する意見の趣旨にかんがみ、行政の簡素化及び合理化を促進するため、合計八件、関係法律にして七件の許可、認可等の整理を行なおうとするものであります。

本案は、三月二十三日本委員会に付託、四月十八日政府より提案理由の説明を聽取り、慎重審議を行ない、五月十日、質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

岡澤 完治君	西村 榮一君	小川新一郎君	外務委員
加藤 清二君	山下 元利君	高田 富之君	大蔵委員
松平君	元利君	山崎 始男君	文教委員
毛利	元利君	山内 広君	社会労働委員
中山	福永 一臣君	山下 元利君	中山
和田	松平君	太郎君	岡澤 完治君
耕作君	受田 新吉君	受田 新吉君	岡澤 完治君
文生君	新吉君	新吉君	山田 太郎君
佐藤	柳田 秀一君	柳田 秀一君	西村 榮一君
國田	橋口 隆君	橋口 隆君	山中 吾郎君
小川	坂本 三十次君	坂本 三十次君	山中 吾郎君
武治君	山崎 始男君	山崎 始男君	受田 新吉君
木村	菅野 和太郎君	菅野 和太郎君	受田 新吉君
武雄君	篠田 弘作君	篠田 弘作君	中山
厚生大臣	水田 三喜男君	水田 三喜男君	マサ君
郵政大臣	直君	直君	和田
労働大臣	小林 平二君	小林 平二君	耕作君
國務大臣	武治君	武治君	文生君
佐藤	坂本 三十次君	坂本 三十次君	佐藤
西村	山崎 始男君	山崎 始男君	清二君
岡澤	菅野 和太郎君	菅野 和太郎君	柳田
三木	篠田 弘作君	篠田 弘作君	秀一君
喜夫君	菅波 茂君	菅波 茂君	柳田
田中	坂本 三十次君	坂本 三十次君	秀一君
武夫君	橋口 隆君	橋口 隆君	佐藤
山下	菅野 和太郎君	菅野 和太郎君	佐藤
元利君	高田 富之君	高田 富之君	佐藤
大蔵委員	中山 マサ君	中山 マサ君	佐藤
西岡 武夫君	西村 榮一君	西村 榮一君	佐藤
外務委員	西村 榮一君	西村 榮一君	佐藤
法務委員	西村 榮一君	西村 榮一君	佐藤
地方行政委員	西村 榮一君	西村 榮一君	佐藤
議院運営委員	西村 榮一君	西村 榮一君	佐藤
(常任委員補欠選任)	西村 榮一君	西村 榮一君	佐藤
内閣委員	西村 榮一君	西村 榮一君	佐藤
法務委員	西村 榮一君	西村 榮一君	佐藤
地方行政委員	西村 榮一君	西村 榮一君	佐藤
議院運営委員	西村 榮一君	西村 榮一君	佐藤
(常任委員補欠選任)	西村 榮一君	西村 榮一君	佐藤
内閣委員	西村 榮一君	西村 榮一君	佐藤
法務委員	西村 榮一君	西村 榮一君	佐藤
地方行政委員	西村 榮一君	西村 榮一君	佐藤
議院運営委員	西村 榮一君	西村 榮一君	佐藤
(特別委員辞任)	西村 榮一君	西村 榮一君	佐藤
石炭対策特別委員	西村 榮一君	西村 榮一君	佐藤

を許可した。

一、昨九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

(常任委員補欠選任)

一、昨九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

を許可した。

一、昨九日、議長において、次の特別委員の辞任

池田正之輔君	石野 久男君
田畠 金光君	井手 以誠君
稻富 稲人君	
産業公害対策特別委員	
加藤 万吉君	古川 喜一君
物価問題等に関する特別委員	
戸叶 里子君	古川 喜一君
(特別委員補欠選任)	
一、昨九日、議長において、次の通り特別委員の 補欠を指名した。	
石炭対策特別委員	
古川 喜一君	始閑 伊平君
物価問題等に関する特別委員	井手 以誠君
広瀬 秀吉君	戸叶 里子君
沖縄及び北方問題等に関する特別委員	加藤 万吉君
依田 圭五君	井手 以誠君
一、昨九日、参議院に送付した条約は次の通りである。	
(条約送付)	
原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求める件	
一、昨九日、参議院に送付した条約は次の通りである。	
(議案送付)	
畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案	
一、昨九日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。	
国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律	

案

行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律案

水資源開発公団法の一部を改正する法律案

(回付議案受領)

一、今十日、参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

(議案撤回通知書受領)

一、昨九日、参議院から、四月二十七日予備審査のため送付した次の議案は、提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案

(藤原道子君外二名提出)

一、昨九日、参議院から、四月二十七日予備審査のため送付した次の議案は、提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

昭和四十一年度特別会計予備費使用総調書

(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

昭和四十一年度一般会計予備費使用総調書

(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

昭和四十一年度各特別会計の予備費の予算總額

(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

昭和四十一年度一般会計予備費の予算額は、

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、

国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

決した次第である。
右報告する。

昭和四十三年五月九日

衆議院議長 石井光次郎殿 決算委員長 大石 武一

一 本件の趣旨

本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和四十一年度特別会計予算総則第十条の規定に基づき、昭和四十二年三月二十八日並びに同年三月三十一日に郵政事業特別会計における業績賞与に必要な経費に三十二億九千万円余を使用したものである。

(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

昭和四十一年度各特別会計の予備費の予算總額は、三千九十七億二千万円余であるが、このうち、六百九十七億八千万円余は、昭和四十一年五月十七日から同年十二月二十三日までの間に使用され、すでに第五十五回国会において承諾済みであり、その後、昭和四十二年一月三十日から同年三月三十一日までの間に、厚生保険特別会計年金勘定における厚生年金保険給付費の不足を補うために必要な経費、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入れ増加に伴い必要な経費、郵便貯金特別会計における仲裁裁定の実施等に伴う郵政事業特別会計へ繰入れ及び支払利子に必要な経費、輸出保険特別会計における保険金の支払に必要な経費等に二百六億九千万円余を使用したものである。

二 本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十三年五月九日

衆議院議長 石井光次郎殿 決算委員長 大石 武一

昭和四十一年度特別会計予算総則第十条に基づく使用総調書(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和四十一年度特別会計予算総則第十条の規定に基づき、昭和四十二年三月二十八日並びに同年三月三十一日に郵政事業特別会計における業績賞与に必要な経費に三十二億九千万円余を使用したものである。

(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和四十一年度特別会計予算総則第十一条の規定に基づき、昭和四十一年度特別会計予算総則第十二条の規定に基づき、昭和四十一年一月十三日から同年三月三十一日までの間に、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入れ増加に伴い必要な経費、調整勘定における食糧買入費等財源の他勘定へ繰入れに必要な経費、郵政事業特別会計における仲裁裁定の実施に必要な経費等に九百三十二億二千万円余を使用したものである。

二 本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十三年五月九日

衆議院議長 石井光次郎殿 決算委員長 大石 武一

昭和四十一年度特別会計予算総則第十条に基づく使用総調書(承諾を求めるの件)に関する報告書

昭和四十一年度特別会計予算総則第十条に基づく使用総調書(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和四十一年度特別会計予算総則第十条の規定に基づき、昭和四十二年三月二十八日並びに同年三月三十一日に郵政事業特別会計における業績賞与に必要な経費に三十二億九千万円余を使用したものである。

(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和四十一年度特別会計予算総則第十一条の規定に基づき、昭和四十一年度特別会計予算総則第十二条の規定に基づき、昭和四十一年一月十三日から同年三月三十一日までの間に、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入れ増加に伴い必要な経費、調整勘定における食糧買入費等財源の他勘定へ繰入れに必要な経費、郵政事業特別会計における仲裁裁定の実施に必要な経費等に九百三十二億二千万円余を使用したものである。

二 本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十三年五月九日

衆議院議長 石井光次郎殿 決算委員長 大石 武一

右報告する。

昭和四十三年五月九日

決算委員長 大石 武一

衆議院議長 石井光次郎殿

昭和四十二年度一般会計予備費使用総調書

(その一)(承諾を求めるの件)に関する報告書

本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

昭和四十二年度一般会計予備費の予算額は五百三十三億円であるが、このうち、昭和四十二年四月二十八日から同年十二月二十二日までの間に、河川等災害復旧事業等に必要な経費、農業施設災害復旧事業に必要な経費、インドネシア共和国経済協力に必要な経費に二百八十八億四千万円余を使用したものである。

本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和四十三年五月九日

決算委員長 大石 武一
衆議院議長 石井光次郎殿

昭和四十二年度特別会計予備費使用総調書

(その一)(承諾を求めるの件)に関する報告書

本件の趣旨

本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和四十二年度特別会計予算総則第十一条の規定に基づき、昭和四十二年十一月十七日に、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入増加に伴う国内米買入費の増額に、千七百十億七千万円余を使用したものである。

本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

昭和四十二年度各特別会計の予備費予算額

衆議院議長 石井光次郎殿 決算委員長 大石 武一

最低賃金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、最近における労働経済事情に即応し、最低賃金制度をより効果的なものとするため、最低賃金の決定方式を最低賃金審議会の調査審議に基づく決定方式を中心とするに改めるもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 業者間協定に基づく最低賃金及び業者間協定に基づく地域的最低賃金の二つの最低賃金決定方式を廃止すること。
(二) 最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金については、労働大臣又は都道府県労働基準局長は、従来、その他の方式により最低賃金を決定することが困難又は不適当と認めるとき限り調査審議ができるところとされ、その要件を除き、必要があると認めるときに調査審議を求めることが可能となること。

あると認めるとき、最低賃金審議会は、最低賃金について、関係労働者及び関係使用者の意見をきくこと。

(三) 最低賃金審議会は、最低賃金に基づく最低賃金について、関係労働者及び関係使用者の意見をきくこと。

(四) 最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金については、関係労働者及び関係使用者の意見をきくこと。

は、労働大臣又は都道府県労働基準局長の決定に先立ち、異議の申出をすることができるること。

昭和四十三年五月九日

衆議院議長 石井光次郎殿 社会労働委員長 八田 貞義

別紙

(小字及び一は修正)

第十六条第一項中「必要があると認める場合において、第九条第一項、第十一条、第十二条又は第十三条第一項の規定により最低賃金を決定する」とが困難又は不適当と認めるときは「必要があると認めるときは」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条の次に次の二条を加える。

(最低賃金審議会の意見に関する異議の申出)

第十六条の二 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、労働省令で定めるとところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見に係る事業、職業若しくは地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から十五日以内に、労働大臣又は都道府県労働基準局長に、異議を申し出ること

その最低賃金の適用を受ける労働者については、1の最低賃金は効力を失うこと。
内 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

わが国の労働経済事情よりみて、より効果的な最低賃金制度を確立して労働者の生活の安定と労働力の質的向上を図ることは、時宜に適するものと認めるが、なお、関係労働者又は関係使用者による最低賃金の決定又は改廃の申出ができること等を必要と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十三年五月九日

衆議院議長 石井光次郎殿 決算委員長 大石 武一

別紙

(小字及び一は修正)

第十六条第一項中「必要があると認める場合において、第九条第一項、第十一条、第十二条又は第十三条第一項の規定により最低賃金を決定する」とが困難又は不適當と認めるときは「必要があると認めるときは」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条の次に次の二条を加える。

(最低賃金審議会の意見に関する異議の申出)

第十六条の二 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、労働省令で定めるとところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見に係る事業、職業若しくは地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から十五日以内に、労働大臣又は都道府県労働基準局長に、異議を申し出ること

1 本法施行の際、現に効力を有する業者間協定に基づく最低賃金及び業者間協定に基づく地域的最低賃金は、法施行後二年間は、なお、その効力を有すること。
2 1の最低賃金については、1の期間中は、従前の例により改正又は廃止することができる。
3 法施行後、最低賃金審議会に基づく最低賃金が新たに設定又は改正されたときは、

見に係る事業、職業若しくは地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から十五日以内に、労働大臣又は都道府県労働基準局長に、異議を申し出ること

3 第十一條第三項の規定は、前項の規定による申出があつた場合について準用する。

4 第十二条第四項及び第五項の規定は、前条第一項の規定について準用する。この場合において、第十二条第四項中「三十日」とあるのは、「十五日」と読み替えるものとする。

5 第十五条第二項の規定は、前項において準用する第十二条第五項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

6 第十六条第三項の規定は、前項において準用する第十六条第一項の規定による最低賃金に

従前の例による。第二項に規定する最低賃金に關し、同項に規定する期間内にした行為に対するその期間の満了後における罰則の適用についても、同様とする。

7 政府は、最低賃金制度の基本的な方について、中央最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、これを尊重して、ナミやかに、必要な措置を講ずるものとする。

(最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金の改正等)

第十六条の三 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第十六条第一項の規定による最低賃金について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

(最低賃金の決定等に関する関係労働者又は関係使用者の申出)

第十六条の四 労働者又は使用者の全體又は一部を代表する者は、労働省令で定めるところにより、労働大臣又は都道府県労働基準局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される第十六条第一項の規定による最低賃金の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている同条同項の規定による最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができると。

8 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について最低賃金審議会に意見を求めるものとする。

附 則

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則

射することを業とする者とすること。

3 診療エックス線技師は、百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を人体に照射することを業務とすること。ただし、現に百万電子ボルト以上のエネルギーを有するエックス線の照射業務に従事している者については、その旨を届け出ることによつて、昭和五十年十二月三十一日までは現行どおりの業務を行なうことができる」と。

4 今後の養成は、診療放射線技師に重点をおく」と。

社会労働委員長 八田 貞義
衆議院議長 石井光次郎殿

平年度約百四十万円を要する見込みである。
右報告する。

昭和四十三年五月九日

とは、時宜に適するものと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

正する法律案(内閣提出)に関する報告書

社会労働委員長 八田 貞義
衆議院議長 石井光次郎殿

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

戦傷病者、戦没者遺族等に対しては、戦傷病者

戦没者遺族等援護法、戦傷病者特別援護法、未歸還者留守家族等援護法等により各般の援護措置が講ぜられているが、今般さらに援護措置の改善をはかるとするものである。

その要旨は次のとおりである。

(一) 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に

関する事項

本案は、別途本国会に提案された恩給法等の一部を改正する法律案と関連して、次のとおり改めること。

二 議案の可決理由

医療における放射線利用の増大に伴い、それ

を取り扱う診療放射線技師の資格等を定めるこ

ト以上のエネルギーを有する電子線、エックス線その他政令で定める放射線)を人体に照

記

一 今日の経済の実情にかんがみ援護の最低基準を引き上げ、公平な援護措置が行なわれるよう努力する」と。

二 未帰還者の調査については、さらに真剣により組むとともに、その実態の把握に万遺憾なくを期すること。

三 遺骨の収集が遅れている現況にかんがみ、さらに積極的に推進すること。

四 戦時中における満鉄職員に対する援護法上の措置を行なうこと。

五 動員学徒等准軍属の処遇につき、その改善に努める」と。

1 許可、認可等による規制を継続する必要性

が認められないものについてはこれを廃止すること。(これにより廃止されるもの)(I)

2 規制の方法又は手続の簡素化を図る必要があるものについては規制を緩和すること。

(これにより規制を緩和されるもの)(II)

3 下部機関において迅速かつ能率的処理をするものについては処分権限を下部機関に委譲すること。(これにより権限を委譲されるもの)(III)

4 統一的に処理を要するものについては許認可等を統合すること。(これにより統合されるもの)(IV)

5 議案の可決理由

本案は、行政の簡素化及び合理化を推進するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十三年五月十日

内閣委員長代理 理事 松澤 雄藏

衆議院議長 石井光次郎殿

一 議案の要旨及び目的

本案は、臨時行政調査会の許認可等の改革に関する意見の趣旨にかんがみ、行政の簡素化及び合理化を促進するため、各行政機関を通じて合計八(関係法律七)の許可、認可等の整理を行なおうとするものである。

明治二十五年三月三十日
便物認可

定価一部二十五円
（支那貨幣三十五円）
發行所
東京都港区赤坂裏町二番地
大藏省印刷局
電話 東京五八二一四四一（大丸）